

○新潟市社会教育委員の会議運営規則

昭和28年10月21日

教育委員会規則第7号

改正 昭和38年12月28日教委規則第11号

第1条 新潟市社会教育委員の会議に関しては、法令に別段の定めあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第2条 会議には議長及び副議長を置く。議長及び副議長は委員の互選とし、任期はその在任期間とする。

第3条 議長は会議を主宰する。副議長は議長を補佐し議長の事故のあるばあいはその職務を代理する。

第4条 議長及び副議長が共に出席しないばあいは出席委員の互選による委員が議長を代理する。

第5条 会議は必要があると認めるとき、議長が招集する。

第6条 会議の開催場所、日程及び附議すべき案件は議長が前以て通知する。

第7条 会議の招集は開会5日前までに通知する。但し、緊急を要するばあいはこの限りでない。

第8条 会議に欠席又は遅参する委員は(原則として)開会2日前までにその旨を議長に通知する。

第9条 会議は委員の半数以上出席しなければ開くことができない。

第10条 議事の採決は出席委員の過半数で定める。

第11条 会議に関しては必要ある場合小委員会をつくることができる。

第12条 この規則以外の会議に必要な事項は委員の会議で別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。